

令和6年第4回八千代町議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月12日（木曜日）午前9時00分開議

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	12番	水垣 正弘君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	生井 好雄君	町民くらしの部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産業建設部長	青木 譲君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり推進課長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	鈴木 和美君
財 務 課 長	中川 貴志君	消防交通課長	西村 良君
税 務 課 長	岩坂 信幸君	国保年金課長	諏訪 敦史君
福祉介護課長	栗野 直人君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊藤 武史君
農 政 課 長	山崎 浩司君	産業振興課長	瀬崎 清一君
都市建設課長	倉持 浩幸君	上下水道課長	秋葉 通明君

会計管理者兼 会 計 課 長	鈴木 佳奈君	学校教育課長	関 和之君
スポーツ振興 課 長	安江 薫君	総務課補佐	石塚 浩二君
財務課補佐	山中 昌之君		

議会事務局の出席者

議会事務局長	飯岡 勝利	補 佐 菊 佐知子
主 幹	小竹 雅史	

議長（上野政男君）引き続きご参集をくださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

令和6年12月12日（木）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 閉会中の継続調査の件

閉 会

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます

す。

本日の会議におきまして、町広報PR係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承ください。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、7番、増田光利議員の質問を許します。

7番、増田光利議員。

（7番 増田光利君登壇）

7番（増田光利君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問します。

本年1月の年明け早々から能登半島地震が起き、今なお避難生活を余儀なくされている住民がいることが報道されています。被災された住民の方にお見舞いを申し上げますとともに、早い復旧を望んでいます。

では、質問に入らせていただきます。大きくは2項目について、八千代町地域防災計画についてと役場職員の労務管理について質問します。

初めに、八千代町地域防災計画について質問します。町地域防災計画は、平成30年3月に八千代防災会議が策定した計画が最終の計画になっていると思われませんが、その後防災会議は開催されているのか、開催状況について聞きます。

また、茨城県地域防災計画は令和6年3月に改定されています。それに対応する八千代町地域防災計画の見直しについて進めているのか、伺います。

次に、非常時の議会議員の行動指針について伺います。災害発生時には、災害本部や地方議会議員間や住民を含む全体でのコミュニケーションが重要なことが教訓になっているといいます。近年どこにでも災害が多発、激甚化している状況で、議会はどう動くべきか、備えが必要になります。非常時の議会議員の行動指針に関する仕組みや取組のことである議会版BCP、業務継続計画のことですが、ある議会について早稲田大学マニフェスト研究所が行った議会改革度調査2023では、1,562議会が回答した中でBCPがあるのは359議会、行動指針があるのは598議会だったとの調査報告があります。この議会版BCPは、議会が備えておくべき共通のツールになりつつあると言われています。

町の議会議員の行動指針のマニュアルの作成状況について問い合わせたところ、平成25年3月に全体協議会で策定してあることを初めて知りました。昨年の議会議員選挙で新しい議員が増えてきたこともあり、災害時議員緊急連絡網の存在も併せて議員に周知するよう提案します。

また、災害が発生したときに、議会が行政や住民と連携して活動できるよう備えをしておく必要があります。災害時における議会や議員の行動指針は、ホームページに掲載することなど、広く住民に公開するよう提案します。

次に、防災計画の情報の収集伝達にSNSの活用と課題について質問します。SNSは、今や日常的に広く利用されているため、災害時には重要な情報収集ツールとして活用されることが予想されます。一方、デマの拡散や誤った情報も含まれるため、チェックする必要があります。このような課題についてどのように考えているのか、伺います。

次に、2項目めの八千代町役場職員の労務管理について質問します。夜間、八千代町庁舎付近道路を通ると、遅くまで照明がともっているのが見受けられ、役場職員が長時間勤務になっているのではと心配しています。現在役場職員の時間外労働の1か月当たり最長時間数は何時間になるのか、また1人当たり平均時間数は何時間になるのか。今回町職員の過去2年分の時間外勤務の実態調査を課ごとに調査していただきました。分析した結果をご報告ください。

また、時間外労働の基準になる出退勤管理はどのような方法を取っているのか、伺います。

2018年の働き方改革関連法で成立した労働基準法では、時間外労働の上限規制は、時間外労働時間の上限は原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度に設定されています。労基法で言う、この月45時間の時間外労働時間は、1日あたりに換算しますと約2時間程度になります。今回の調査結果を見ると、時間外勤務が最大で86時間の職員がいます。平均して3時間以上でないと、この時間にはなりません。単月での数値であり、昨年は選挙が実施されており、このような時間になったのかもしれませんが、改善が必要です。

それに関連した問題で、民間企業ではサービス残業、いわゆる未払い賃金問題がいまだに多いと各種調査で公表されています。役場職員においては、そのようなことのないよう心がけをしていただきたい。また、各種イベントに職員が休日返上の勤務と思われる姿を見て、連続勤務になっていないか、代休は取得できているのか、実態について確

認したいと思います。

折しも厚生労働省は、労働基準法を改正して、14日以上連続勤務を禁止する検討に入ったことが、本年11月の新聞報道で明らかになりました。現行の労基法は、4週4休制を取っていて、制度上は連続勤務させるのが可能になっています。役場職員の健康や心の安全を守るため、連続勤務規制の厳格化を求めます。

次に、年次有給休暇の取得率について伺います。今回の調査では、職員の平均取得率は、令和4年度で61.17%、令和5年度で62.08%ですが、有給休暇の繰越しを含む取得率を見ると、秘書課をはじめとする全22課のうち、7つの課で20%から30%台となっています。有給休暇全体の平均取得率も、令和4年度で31.66%、令和5年度で32.29%と低い取得率になっています。まだまだ取得率を上げるための改善が必要です。役場職員自身に対する取得率向上啓発も大切です。取組について伺います。

以上で質問を終わります。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問1点目の茨城県地域防災計画の改定と八千代町地域防災計画の見直しについてでございます。八千代町地域防災計画につきましては、災害対策基本法や上位計画であります防災基本計画、それと茨城県地域防災計画の改定に基づいて、地震、また風水害、火災など、大規模災害の対策を明文化したものでございます。こちらの作成に当たりましては、八千代町防災会議条例に基づいて警察、そして消防や自衛隊、そのほか国、県、町、関連する民間事業所などの有識者32名で構成する八千代町防災会議において修正後の計画をお示しして、最終的な承認をもって改定が完了すると、このような形で行うものでございます。まさに本年度、この改定の作業を進めているところでございます。

具体的な改定作業につきましては、民間の事業所と作成の業務委託契約を締結しまして、作業を進めているところでございます。11月に今年度第1回目の八千代町防災会議を開催いたしまして、今回の改定方針ですとか今後のスケジュール、それぞれの案をお示しして、各委員さんからの意見の集約を行ったところでございます。

主な改定方針を具体的に申し上げますと、1つ目が法令及び国や茨城県の上位計画及

び社会情勢などの変遷を考慮すること、この辺を盛り込むような内容で進めております。こちらの内容につきましては、南海トラフ地震などに関する情報収集ですとか、令和4年11月に改定されました日本海溝、千島海溝、周辺海溝型の地震対策計画の追加、そのほか令和3年5月に避難勧告が廃止されて避難指示に一本化された、このようなことに伴う避難情報の変更などを盛り込む内容でございます。

2つ目としまして、これまでに起きた災害などを踏まえた災害対策事項でございます。令和元年9月に発生しました房総半島台風、またその翌月に発生した東日本台風、さらには今年の1月に発生しました能登半島地震の状況などを踏まえた対策事項をこの計画に盛り込んでいきたいと、このように考えているところでございます。

続いて、3つ目として、茨城県による地震被害想定調査結果、これの内容を反映することでございます。八千代町につきましては、最も大きな被害が想定されておりますのは茨城県と埼玉県の間境の地震、こちらの被害想定というものを反映していきたいと考えております。この茨城埼玉県境の地震というものは、最大の震度が6強、マグニチュードが7クラス、建物の被害については全壊また焼失がおよそ300棟、半壊がおよそ1,500棟、合わせて1,800棟に上りまして、人的な被害については死者が20名、負傷者がおよそ260名、このような被害を想定しているものでございます。非常に大きな地震災害が想定されているところでございます。

そのほかにつきましては、役場庁内の関係部署からの意見を集約することと、役場の中の組織再編に伴う部署名などの修正、そういったものを計画の中で変更していく、このような内容で現在作業を進めているところでございます。

また、この防災計画の改定の今後のスケジュールにつきましては、12月中にパブリックコメントを実施いたしまして、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえまして、年明けの2月に第2回目の防災会議を開催する予定で現在進めているところでございます。原案を作成する過程の中では、過去の災害事例や検証結果、参考資料等を収集、調査しまして改定作業を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

続いて、ご質問の2つ目でございますが、防災計画の情報の収集伝達にSNSの活用と課題についてという部分でございます。現在防災行政無線からの情報伝達手段につきましては、屋外拡声子局、いわゆる町内に設置してあるスピーカー、そちらからの情報だけではなく、メールですとかホームページ、またライン、フェイスブックなど公式SNSにも同時に配信することが可能な体制を昨年、令和5年の4月からこのような運用

体制を開始しているところでございます。12月の11日、昨日現在でございますが、この配信サービス、こちらの登録者数が昨日現在で693名の登録がございます。この693名、多いか少ないかというところで申し上げますと、町としては少ないのかなというふうに感じているところでございまして、こちらが今登録者数が少ないことが課題として捉えているところでございます。

この課題解消に向けた取組といたしましては、出前講座ですとか、そういった場所での説明、それとこのメール配信サービスへの登録の呼びかけ、そのほか定期的にチラシなどを全戸配布するとか、または八千代町防災士会が今ございますので、防災士会の協力をいただきながら、スーパーマーケットの店舗での啓発活動ですとか、また改めてホームページへの掲載などを行ってまいりたいと考えております。このような活動については、今後も継続的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

それと、議員が申されましたように、災害が発生した際には情報が錯綜して、デマなど誤った情報が拡散しやすくなる、このようなことが言われているところでございます。町といたしましては、町民の方が真に必要なとしている情報、これを正確に伝達することが重要だと考えておりますので、警察、消防、自衛隊などをはじめとした関係機関との情報共有など、連携をきちんと図ってまいりたいと考えております。また、誤った情報が地域に出回らないようにホームページなどで注意喚起、こういったものは平常時から対応してまいりたいと考えているところでございます。

防災対策につきましては、今後におきましても災害対応体制の実効性の確保、また情報の収集、発信の円滑化、避難対策、避難所における生活環境の確保など、関係機関及び近隣自治体との連携を密にしながら、今後とも推進してまいりたいと考えているところでございます。

続いて、ご質問の大きな2つ目です。役場職員の労務管理の実態について、こちらについてお答えをさせていただきます。1つ目の時間外労働の実態と出退勤管理についてでございますが、時間外労働の実態につきましては各所属課によって業務の内容ですとか、また時期による違いなどによって状況が様々異なる部分もございます。所属課ごとに毎月の1人当たりの時間外勤務時間を平均したところ、時間数が最も多かったのは過去2年間、令和4年度、令和5年度の数字でございますけれども、令和4年度については総務課において7月、こちらで73時間というものがございました。これは、衆議院議員通常選挙がちょうどこの時期に行われておりまして、こちらの事務によるものでござ

います。どうしても選挙となると土曜、日曜に勤務しなくては、ちょっと参議院というのは期日前投票の期間が長くなりますので、土曜、日曜が投票日まで含めると、土曜、日曜が3回入ってきます。さらに土曜、日曜、期日前投票ですと夜の8時まで投票時間がございますので、土曜、日曜、1日12時間程度の時間になってしまいますので、極力交代をしながら職員には勤務するようには対応しているところでございますが、何があるか分からないという部分もございますので、どうしても中に詰めている時間が長くなってしまいうのは、それが実情であることもご了承いただきたいと思います。

また、令和5年度についても、同じく総務課の12月でこちら66時間でございますが、こちら町議会議員の一般選挙の事務などによるものでございます。そのほか健康増進課や消防交通課、税務課などで、月によって時間外勤務が多くなってしまうという状況があるところでございます。

それと、各月の時間外労働時間の最大値につきましては、令和4年度については当時の福祉課で124時間というものがございました。こちらについては、ちょうど新型コロナウイルスのワクチンの接種事務、そういったものと子育て世帯に対する生活支援特別給付金支給事務などがちょうど重なってしまいまして、業務量が増えたというのが一つの原因でございます。

令和5年度につきましては、総務課で86時間というものがございました。こちらは、町議会議員の一般選挙の事務などが要因となっております。どうしても選挙関係がありますと、1日の勤務時間が長くなって、土、日が入ってきて長くなってしまいうのもあることについてはご理解いただきたいと思います。

各所属、また時期によって時間外勤務が多くなる月もございますが、令和4年度に住民税非課税世帯の臨時特別給付金などを支給した際には、やはりその担当課においてどうしても期限が決められている中で、時間が限られている中で作業を進めなくてはいけないという部分もございます、一時的にやはり時間外勤務が多くなってしまうという状況が発生してしまうのはあると考えております。ただ、その前後において、前後といたしますか、終わった後、きちんと休養を取るような、そのような体制は進めてまいりたいと考えております。

続きまして、出退勤につきましてでございますが、こちらについては職員それぞれにおいてグループウェアの端末に出退勤の時刻を入力するような形を取っておりまして、それによって管理をしている、このような状況でございます。

続いて、2つ目の連続勤務の実態と代休の取得状況ということでございますが、先ほども申し上げましたが、特に選挙の時期、選挙が執行されるタイミングになりますと、投票日当日の事務従事のほか、期日前投票などの期間も含めて連続勤務となってしまう状況が発生してしまう場合もございます。そのほか、ちょうど二、三年前、新型コロナウイルスワクチン接種などを行った際にも土曜、日曜に集団接種という形で実施をしておりましたので、そういったときには連続勤務となってしまう状況がございました。ただ、なるべく土、日に出た場合には平日の間、時間が空けばきちんと体を休めるようにという指導は、私も当時おりましたので、してきたところではございます。

また、そのほか夏まつり、秋まつりのほか、防災訓練、ちょうど休日に開催するような行事があった場合には、原則として代休での対応という形を取っているところでございます。代休の取得時期につきましては、その勤務をした後8週間以内というような形で定められておるところでございますので、きちんとこの間取るような形でそれぞれ職員には指導をしているところでございます。

続いて、3つ目の年次有給休暇の取得率ということでございますが、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、令和4年度には61%、令和5年度は62%という形で、率としてはそのような形で、これ20日に対しての率でございます。40日で割った率は、おおよそこの半分になるわけでございますけれども、年次有給休暇で限ってみますとこの数字にはなるのですが、そのほか年次有給休暇とは別な枠で夏季特別研修休暇というものを設けております。こちらは、年間に5日間、年間といいますか、7月、8月、9月の間に5日間取れるという休暇を設けております。さらに5日間のほかにプラス1日、特別研修休暇というものを付与して、年次有給休暇のほかに、さらにこの夏季特別休暇ということで6日間あるような状況でございます。こちらの夏季特別研修休暇につきましては93%の取得率ということで、ほぼほぼ6日間取得していると、このような状況になっておるところでございます。

職員の労務管理につきましては、過重労働にならないように出退勤を正確に管理しながら、時間外勤務を縮減して、そしてまた連続勤務、こういったものを是正した上で休暇の取得というものを促進するとともに、そのほか毎週水曜日については一斉退庁日というような形で設定をしまして、職員の健康管理に努めるとともに、またワーク・ライフ・バランス、こういったものの実現を推進するように努めてまいりたいと考えているところでございます。

対策としましては、負担が特定の職員に偏らないように業務分担をきちんと進めながら、また係ですとか課、それぞれあるわけでございますけれども、その枠にとらわれなような形で部内において協力体制を取りながら、職員一人一人の負担が均等になるようにというか、言い方はあれですけれども、特に特定の人に偏らないように、きちんと業務分担を管理しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、令和5年度には組織の再編なども行いまして、機能的な執行体制による行政運営の効率化、こういったものにも取り組んでいるところでございます。また、さらには人事異動の際には各課における適正な人員配置、このようなものも配慮しながら、業務量の平準化というものを進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。今後も適切な労務管理、こちら徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

地域防災計画の件について、私のほうからはお答えをさせていただきたいわけですが、方向性、具体的なポイント、そして変わりゆく防災についての考え方等については、今し方総務部長のほうから詳細な答弁があったかと思います。

平成27年9月に発生しました関東・東北豪雨災害は、来年で発災から10年が経過しようとしています。県内でも、昨年には北茨城市や高萩市、日立市などの県北地域や取手市などの県南地域でも、集中豪雨による浸水や洪水などの被害が発生しており、当町につきましても風水害に対する対応の強化が重要な課題となっていると認識しております。

また、今年の元旦に発生した能登半島地震は、発災から1年を迎えようとしています。9月には石川県輪島市で観測史上1位となる最大1時間降水量121ミリを記録した豪雨災害も発生しました。また、8月には、宮崎県日向沖地震を震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の大きな地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が発令されるなど、当町で想定されている茨城埼玉県境の地震や首都圏直下型地震などの大地震への備えにつきましても、これまで以上に重要となっていると認識しています。

このような中、国の方針や各種法令等が改正されたことに伴い、上位計画である茨城

県地域防災計画の見直しが行われ、併せて平成29年度からは当町におきましても部制による組織再編が行われたことを踏まえ、町の災害対策における体制再編成等が必要になったことにより、今回の地域防災計画の改定を進めているところでございます。

また、今回の改正の特徴として、新たな防災拠点の整備、外国人に対しての防災対応の推進を盛り込んでいきたいと考えております。さらには、下妻市、常総市、八千代町の2市1町で締結した連携協定も活用しながら、防災力の強化を図っていかねばならないと考えております。町といたしましては、改正した地域防災計画に基づき、災害による被害を未然に防ぐとともに、被害を最小限にとどめるための対策や、災害が発生した場合の初動対応、避難所の環境充実も含めた被災者支援など、より一層の防災体制の強化を図ってまいりたいと、その内容を盛り込んだ改正としたいというふうに考えております。

しかしながら、近年における災害に対する備えの原則は、自分の命は自分で守るという自助、共助の精神であります。自助、自分の命は自分で守るについては、人それぞれによって生活の様式、時間の使い方、仕事、家族構成、あらゆるものが異なっております。それらの方を十把一からげという形で論ずることはできないという形においては、自分の命は自分で守る、この精神はやはり町民の皆様にきちんと伝えていかねばならない、説明していかなければならないと、このように考えているところでございます。そのための有効手段としてマイ・タイムライン、これの普及活動については一層強化してまいりたいと、そういう計画でありたいと考えております。

地域における出前講座などを通じて、町民一人一人の防災意識の高揚や災害時における地域の協力体制を構築することが大変重要であると考えております。今年度から各地区のコミュニティーが主催する独自の防災訓練や講演会が始まるなど、地域における防災意識も非常に高まってきていると感じております。こうしたことから、コミュニティー推進協議会や行政区、防災士等との連携を図りながら、町民参加型の防災に関する学習機会を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、そしてそのことをきちんと踏まえた計画でなければならぬと、このように考えておりますので、議員の皆様におきましてもご理解いただきたいということで、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

7番、増田光利議員。

7番（増田光利君） 答弁ありがとうございます。

再質問なのですが、今回役場職員の労務管理の実態を調査していただいたとき、代休簿という書類があることが分かりました。提出する際に個人が特定できないようにした上でよいので、開示してほしいということだったのですが、不開示になりました。情報公開法第5条では、行政機関の長は開示請求があったときは、開示請求に関わる行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならないと定めています。

そこで、先ほど言いました代休簿は不開示文書になるのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの増田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

行政の長は、開示請求があった場合開示するということになっておりますが、中に不開示の情報が含まれていたと、そういうことでございます。

議長（上野政男君） 再々質問ありますか。

7番、増田光利議員。

7番（増田光利君） 先ほど言った代休簿は不開示だということですか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

一部に不開示の情報があったということです。

議長（上野政男君） 以上で7番、増田光利議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、3番、榎本哲朗議員の質問を許します。

3番、榎本哲朗議員。

（3番 榎本哲朗君登壇）

3番（榎本哲朗君） 議長の許可をいただきましたので、通告のとおり質問いたします。

まず最初に、保健センターの利用状況についてお聞きします。毎月中旬頃に町民に配布されております広報やちよお知らせ版の最後のページに、月ごとの保健センターガイドが掲載されております。この中で健康づくり事業についてですが、育児等健康支援事業の一環にマタニティ（妊婦）相談、のびのびプレイルーム、フリールーム（子育て広

場)、離乳食教室(びよびよクラブ)、すすく相談、発達相談などがあります。これは、いずれも申込みが予約制になっております。月に1回あるいは2回ありますが、なぜ予約制なのでしょう。いつ頃から予約制になっているのでしょうか。予約制にしなければいけない理由も教えていただければ幸いです。

予約をしている日に、お子さんやお母さんの体調によっては、突然相談や参加ができなくなってしまうことも考えられます。そうすると利用したくても日にちが決められているので、次の実施日まで日にちが空いてしまいます。そうなりますと、つついとおくうになって、せつかくの機会を逃してしまいます。親しい友人に聞いたり、ネットで調べたりして、町外の施設を利用されることもあるのではないのでしょうか。

20代から30代のお母さんたちに、保健センターを利用したり、活用しているか、伺ったことがあります。乳幼児健診や相談では行くことがあっても、それ以外はあまりないと返事をいただいたことがあります。どうしているのかと聞きますと、産婦人科や小児科で相談したり、町外の施設や広場、公園などを利用しているとのこと。乳幼児のお母さんたちに、保健センターの利活用についてのアンケートなどは実施されたりはしていないのでしょうか。

それから、実施する日の時間ですが、マタニティ相談以外は午前中の1時間30分だけになっていますが、なぜ午後の時間を設けないのでしょうか。時間を限定している理由も教えてください。もっと多くのお母さんやお子さんたちに保健センターのよさを分かってもらえるよう、我々も伝えたいと思っておりますので、前向きな答えをお願いします。

次に、9月の定例会に提出されました一般会計補正予算(第2号)の民生費の中に、子育て交流サロン管理事業がありましたので、そのことについてお聞きします。西豊田地区にある古い建物を改修するための工事請負費800万円を含む事業費942万8,000円が可決されております。これは、町長が2期目の課題に挙げております安心子育てと住み続けられるまちづくりの一環の事業ではないかと思います。

この子育て交流サロン事業の今後の予定、計画はどのようになっているのでしょうか。令和6年度中には完成するのか、また補足しなければいけない点はあるのか、分かる範囲でお答えください。

また、町民への周知はどのようにされるのでしょうか。

現在保健センターでの相談や開放がされております。今後子育て交流サロンを新たに

加えて、子育ての面での相談やアドバイス、居場所づくりを進めていかれると思います
が、この2か所だけで十分と考えておられますか。

八千代町では、常時子育ての相談ができたり、お母さんたちの居場所が充実している
という話題が広まるよう、国や県の補助金や助成金を積極的に活用して、間口の広い子
育て事業を展開していただくことを祈念して、質問を終わります。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお
答えをいたします。

ご質問の1点目、保健センターの利用状況について、予約制になっている健康づくり
事業の利用度はのご質問ですが、予約制となっている事業の実施状況等につきましてご
説明をさせていただきます。まず、マタニティ（妊婦）相談でございますが、毎月上旬
に健康デーと称しまして実施しております成人の健康相談日に合わせまして、乳幼児相
談と妊婦相談とを行っております。こちらの事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止
のため、令和2年7月から予約制となりました。

新型コロナ感染症が感染症法上の5類に引き下げられた現在も予約制としている理由
としましては、この健康デーには成人と乳幼児、それから妊婦の3種類の相談を同時に
実施しております。予約制にすることで、担当保健師を事前に割り振ることが可能なた
め、相談に来た方をお待たせすることなく対応できることから、引き続き予約制を採用
しているところでございます。

こちらの内容につきましては、乳幼児相談は乳幼児の身長、体重の測定や育児相談、
離乳食相談が主な内容でございます。利用状況は、令和3年度は108人、4年度は66人、
5年度は84人の利用がございました。妊婦相談は、妊娠中の健康及び栄養についての相
談の内容でございます。利用状況としましては、令和3年度は2人、4年度、5年度に
つきましては利用はございませんでした。

次に、のびのびプレイルームでございますが、事業内容はピアノの先生がリトミック、
いわゆる音楽教育や簡単な手遊びなどを行うもので、毎月2回開催しております。こち
らにつきましても新型コロナの影響によりまして、令和2年の7月から予約制となっ
てございます。予約制の理由といたしましては、参加する人数分の遊び道具などを事前
に準備するようなケースもございますことから、現在も予約制を取っているというふうな

状況でございます。

次に、フリールームでございますが、月に1度、保健センターのロビーを開放いたしまして、子育てサポーターさんに絵本の読み聞かせなどをしていただいている事業でございます。こちらにも新型コロナの影響で、令和2年7月から予約制となっております。利用状況につきましては、先ほどののびのびプレイルームとフリールームを合わせた数になりますが、令和3年度は年間18回の開催で67人、4年度は24回開催し65人、5年度は36回の開催で137人の参加がございました。

次に、離乳食教室ですが、こちらは毎月1回開催しております。こちらにつきましては、平成21年4月から予約制を採用しております。事業内容としましては、赤ちゃんの月齢に応じまして、生後4か月から6か月の赤ちゃんを対象とした前期、生後7か月、8か月児を対象としました中期、生後9か月児以降を対象としました後期、こちらの3回をワンセットとしまして、年に4回、4セット開催しております。

離乳食教室では、離乳食作りの実演と講習、試食などを行いますので、食材料の準備の都合上、事前に参加人数の把握が必要なため、予約制となっております。利用状況としましては、毎年度12回、毎月1回ということですが、開催しまして、令和3年度は参加者79人、4年度は74人、5年度は61人の参加がございました。

次に、すくすく発達相談と言葉と遊びの教室でございますが、これはどちらも乳幼児健診等におきまして、言葉の遅れなどが見られるお子さんがいた場合に、発達を促すことや、親とお子さんの関わり方などにつきまして、心理状態の観察、分析や心理相談の専門家であります公認心理士を招きまして、助言や指導をしていただくものでございます。すくすく発達相談は個別での指導、個人個人への指導、言葉と遊びの教室は集団での指導となっております。

こちらの事業は、参加者の年齢や、相談の内容、日常生活の様子などの情報を事前に公認心理士の先生の方に提供する必要がありますことから、平成19年4月から予約制で実施しております。利用状況といたしましては、すくすく発達相談は令和3年度が9回開催し17人の参加、4年度は7回で11人参加、5年度は6回で6人が参加いたしました。

言葉と遊びの教室、こちらは集団での指導というものでございますけれども、令和3年度は3回開催し、参加者は親子で5組、4年度は6回で親子9組、5年度は6回開催で8組の親子が参加いたしました。

続きまして、事業を実施する時間が午前中だけで、午後は行わないのかというご質問でございますけれども、実施時間の延長や回数を増やすためには、事業に携わる講師や保健師、栄養士等のスタッフ、人員の確保が課題となっているのが現状でございます。全ての事業の実施時間を延長するという事は難しい状況でございますが、フリールームにつきましては新型コロナやインフルエンザなんかの流行状況を見定めながら、当日に会場での受付とすることも可能ではないかというふうに考えられますので、今後予約制や実施時間等を見直し、皆さんが利用しやすくなるように改善を検討してまいりたいと思います。

次に、ご質問の2点目、子育て交流サロン管理事業について、交流サロン事業の今後の予定計画はについてでございます。ご質問の子育て交流サロンにつきましては、妊娠から子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて子育てに関する情報交換を行い、また子育てボランティアの協力により子育ての相談や情報提供を行う、そういった場を提供するために、9月議会におきまして子育て交流サロン管理事業の補正予算を計上いたしまして、採択をいただいたところでございます。

交流サロンの設置場所につきましては、西豊田地区の貝谷行政区の国道125号線沿いにあり、現在空き家となっております旧西豊田駐在所、こちらを活用しまして、工期につきましては令和7年3月中の完成を目指し、改修工事を進める計画でございます。子育て交流サロンの事業内容でございますが、対象者は未就学児までの親子等で、開館は週3日、午前10時から午後3時までとし、利用料金は無料とする予定であります。

サロンの運営につきましては、子育てサポーターにご協力をお願いしまして、フリースペースの開放、育児相談やイベントの開催、講座の企画、運営等を行っていただければというふうに考えております。この協力をお願いいたします子育てサポーターにつきましては、保健センターで実施しておりますフリールームや、生涯学習課で実施しております子育て広場、こあらキッズの開催等、長年にわたる子育て支援活動の実績があり、メンバーには民生委員児童委員や元保育士、元教師など、子育てや幼児教育の経験豊富な方々が在籍するボランティアグループでございます。

次に、町民への周知方法はということでございますけれども、こちらは町広報紙、ホームページや子育てアプリのほか、乳幼児健診時に直接チラシの配布をするなどを計画しております。乳幼児健診は、令和5年度の受診率でございますが、88.2%から95.5%となっております。周知方法として効果的な方法であるというふうに考えております。

さらには、出産、子育て世代が多く出入りする店舗、スーパーとかドラッグストアなど、そういった店舗などでの案内方法なども検討いたしまして、様々な角度から子育て交流サロンの周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、現在町内にございます子育てに関する相談支援の窓口といたしましては、保健センターのほかに、町内3か所の保育園に委託して実施しております子育て支援センターがございます。保育園に委託しております子育て支援センターは、国、県の補助金を活用し開設しております、事業費用の負担につきましては国、県、町が3分の1ずつとなっております。そちらの事業概要といたしましては、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っております。

今後とも、国、県の施策を注視し、子育て支援体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

保健センターの利用状況について、子育て交流サロン管理事業についてにつきましては、先ほど部長のほうからご答弁があったかと思います。そして、基本的にはセンターの利用、各種事業についての在り方については、やっぱり利用者の方が便利のような形にするのが、これが基本的な考え方であると思います。議員ご指摘のような形の中で問題等があるというのは認識いたしました。そしてまた、それに対してこれまで人を集める、あるいはその技術、知識等を集めた中で最大限の形でやってきましたが、これからも改善する余地はあるということでもありますので、それはできるだけ利用者が使いやすいというものを考えていかなければならないというふうに思っています。

そして、子育て交流サロン管理事業につきましては、これは公約に上げております。子育てサポーターの協力を得ながら、妊娠期から子育て中の親子が自由に遊べるスペースを整備し、親子の交流の場として、また育児についての悩みの相談や一息つきたいときなどに気軽に利用できると、このような趣旨の形を考えております。きっかけは、私が佐賀県のみやき町というところに出かけたときにこういう施設があるというのを聞いて

て、古民家を利用してやっていました。そこに行きましたら、やはりボランティアの方と専門の方がいて、すばらしい相談相手として、あるいはボランティアの方がもうベテランの方でありますから、子育て中の若い世代の方に対して本当に的確なアドバイスをしているというようなことを見てきて、八千代町にもこういうものがあつたらいいなということを考えたわけであります。

そうしたところ、西豊田の駐在所、ちょっと中央から離れますが、交番になるということで廃止されました。県警のほうにあの建物頂戴と言ったら、上げますということで、頂いたところ、やはり私たちが目指す交流サロンに使うには修理が必要ということで、予算計上をさせていただいたところであります。

子育て中の皆さんの悩みというのは大変深いものがある。以前は、おじいちゃんやおばあちゃん、お父さん、お母さんと同居して暮らしていましたので、子どもが急に病気になった、あるいは子育て中の親が悩んでしまったというときに相談相手がいたのですが、今は核家族等において相談相手がいない。そうしますと、夜中等に病気になったお子さんがいたときなんかはパニックになってしまう。誰に相談していいか分からない。そういうものを、この子育てボランティアの皆さん、ベテランの皆さんの相談を受けられる、自由に受けられる、そういったことで子育て中の悩みを解消するほか、仲間をつくる、子育ての皆さんの仲間をつくる、そしてまた生きがいをつくる、そして心の健康づくりと、こういったものを解消する場として、つくり上げる場として、この子育て交流サロンというものを運営に当たって考えているところであります。幸いにしてボランティアの皆さん、私たちもどこまでできるか分からないが、一生懸命やってみたいというような熱意も見られますので、その期待にお応えしたいということで考えております。

以上、答弁といたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

3番、榎本哲朗議員。

3番（榎本哲朗君） 丁寧な答弁、ありがとうございます。

1つ、保健センターが大分古くなってきてはいると思うのですが、今後新しく建て直す計画というのがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 榎本哲朗議員の再質問にお答えをいたします。

保健センターにつきましては、昭和62年4月に開館いたしまして以来、健康相談、保健指導、あるいは健康診査など、町民の健康づくりや子育て支援等を行ってまいりました。施設につきましては、築37年以上が経過しておりまして、壁には亀裂の生じている部分があったり、あるいはまた部屋を仕切るパーティションが天井に設置されておりますが、壊れている、あるいは天井の開閉用の窓が故障するなど、施設設備ともに老朽化が目立つようになってまいりました。また、現在保健センターには、健康増進課とこども家庭課のこども家庭センターの係、それと社会福祉協議会が入居しておりますけれども、事務事業のスペースや収納スペースなども不足しているような状況でございます。

ご質問の今後保健センターを新しく建て直す計画はあるのかという点でございますけれども、現在役場周辺の公共施設の再編整備につきましては、八千代町公共施設再編整備検討委員会におきまして議論を進めていただいております。その中で、保健センターにつきましても検討、議論の対象としていただいているところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

3番、榎本哲朗議員。

3番（榎本哲朗君） ありがとうございます。

先ほど出ました子育て交流サロン、運営していくのにはただというわけにいかないと思いますので、年間どのぐらいの予算を考えているか、現時点で結構ですが、お答えいただければと思います。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 榎本哲朗議員の再々質問にお答えをいたします。

子育て交流サロンの運営に年間どのぐらいの予算を考えているかということで、あくまでも現時点での見込みということで結構ですということでございますけれども、令和7年度の予算につきましては、ご存じのとおり、予算案の編成作業が始まったばかりで、まだ固まっていない状況であります。子育て交流サロンの運営費用としましては総額で118万7,000円を今見込んでおります。主なものといたしましては、施設の光熱水費、消耗品などの需用費が69万5,000円、電話料金及び保険料としまして役務費22万円、子育てサポーターの活動費補助金としまして14万9,000円などを見込んでいるというような状況で、予算案の作成作業を現在進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で3番、榎本哲朗議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

（午前10時07分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時20分）

議長（上野政男君） 次に、2番、赤塚千夏議員の質疑を許します。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきますと思います。

大きく2つの項目について一般質問しますが、まずは高齢者福祉について、その中でも介護保険制度、とりわけ訪問介護の危機について一問一答にて質問いたします。今年の4月、人材不足が深刻化しているにもかかわらず、3年に1度の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられました。小規模な訪問介護事業所が、次々と廃業に追い込まれているということが報道されておりますが、本町においても訪問介護を担う事業所は1か所となり、近隣市町村からヘルパーさんを派遣していただいている状況となっております。

そこでお聞きいたしますが、現在本町では何人の方が訪問介護を利用されているのでしょうか。また、今後の見込みも含めまして、そちらも併せてご回答お願いいたします。

では、一問一答にてよろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

ご質問の高齢者福祉についての中で、（1）の介護保険制度についてというご質問で、訪問介護を利用している方の人数という質問内容でございますが、町内の訪問介護事業所につきましては、議員ご指摘のとおり、現在は1か所のみとなっております。訪問介

護の利用者数につきましては、令和6年9月末現在、町全体で86人でございます。内訳といたしましては、要支援1、2、こちらは介護予防支援を受けるような方々なのですが、けれども、そちらの要支援1、2の方を対象にした予防給付相当サービスの利用者が25人、要介護認定者を対象とした介護給付の利用者が61人となっております。その中で、町内事業所の利用者は7人となっております。訪問介護における町内事業所の利用率は8.1%というような状況でございます。

また、訪問介護サービスの必要見込み、今後の見込みということでございますけれども、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間といたします現在の第9期介護保険事業計画におきましては、計画の最終年度であります令和8年度の計画値見込み値といたしまして、予防給付相当サービスが1か月当たり利用者20人、介護給付が1か月当たり66人、合計で86人の利用者を見込んでおります。しかしながら、先ほど現在の利用者を申し上げましたように、既に利用者数が計画値に達しているような部分もございますので、今後団塊世代の方の高齢化なども考慮いたしますと、第9期の今期中の見込みとしましては100人程度になるということも十分に考えられるような状況かと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございます。これから、ほとんど町内の利用はされていなくて、ほかの市町村から来ていただいているというのが実態だなというのが分かりました。

今後、ほかの介護訪問をやっている事業所もだんだん人材が不足してということも考えられると思いますので、危機的状況ではないかと私はちょっと考えているのですが、ある老老介護をしている方にお話を伺う機会がありまして、ヘルパーさんも人が足りないみたいで、シャンプーの途中だったのに時間が来てしまったので、あとはよろしくと言って帰ってしまわれて、自分が続きのシャンプーをやらなくてはならなくて、本当に大変だったという話を伺ったことがあります。また、訪問介護事業所のほうにお話を伺ったところ、できるだけ時給を上げているのですが、人材が集まらないし、訪問介護では利益にならないということをおっしゃってございました。

今後ますます高齢者人口が増える下で、このままではいざ介護が必要になったときに介護が受けられないという状況に陥りかねません。こうした事態をどう考えるのでしょうか。また、本町として何らかの対策を考えているのか、お伺いします。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 赤塚千夏議員の質問にお答えをいたします。

このままでは、介護が必要になったときに介護が受けられないような状況に陥りかねないと、こういった状況をどう考えるかというふうな趣旨のご質問でございますけれども、訪問介護につきましては要介護の状態となっても、住み慣れたご自宅での生活、これを継続していくために欠かすことのない重要なサービスであると、そのような認識をしているところでございます。しかしながら、全国的に訪問介護事業所に限らず、介護業界全体において人材不足が懸念されているようなのが実情でございます。

町といたしましても、雇用対策といたしまして近隣の高校と地元企業との就職情報交換会や、正社員として就職を希望している方向けの就職面接会を開催しておりますので、各介護事業所の方々にもそういった機会を積極的に利用していただけるような働きかけを行いまして、介護事業所の人材確保に役立っていければというふうに考えております。

今現在八千代町で訪問介護を受けている方は、近隣市町村の事業所を利用している方が多いというようなことでございますけれども、今後につきましても近隣の訪問介護事業所の動向などにつきましても注視を続けるとともに、訪問介護事業者が安定的に介護サービスを提供していけるように、適切な介護報酬の設定につきまして、引き続き国に求めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 就職面接会などを行って、人材確保していくということですが、東京の世田谷区では訪問介護の基本報酬の引下げを受けて、苦境にあえぐ事業者が増えているという実態を踏まえて、9月、区内にある高齢者、障害者施設への緊急安定経営事業者支援給付金の支給を決めたそうです。

給付の対象となるのは、訪問介護事業所のほか、居宅系サービス事業所、通所入所系の高齢者施設、障害者施設などで、このうち訪問介護事業所には1事業所当たり88万円が支給されるそうです。また、千葉県流山市では、事業所の賃金とは別に、介護福祉士の資格を持つ介護職員に月額9,000円の賃金補助を行っているそうです。このように、人手不足打開のために独自に支援を行っている自治体も出てきています。

介護人材不足の主な原因は、利用者の身体状況や生活環境、家族の状況まで把握しな

くてはならない専門的な職業であるにもかかわらず、全産業平均給与より月約6万円も低い賃金にあり、本町でも何らかの処遇改善策が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 赤塚千夏議員の質問にお答えをいたします。

介護事業所の処遇改善に当たりまして、町といたしましても何か独自の支援が必要ではないかということで、世田谷区とか流山のほうの事例をお示しいただきましたけれども、町独自におきまして介護事業所に対して何か助成を行っていくということにつきましては、安定した財源の確保というのが一番課題になってくるものであるというふうに考えてございます。

現在国のほうにおきましては、11月22日に閣議決定をされました国民の安心、安全と持続的な成長に向けた総合経済対策、こちらに基づきまして、介護の事業につきましても介護の人材確保、職場環境改善等に向けた総合対策の実施を計画しているというふうな事務連絡が、先月の11月29日付で町のほうにも届いております。しかしながら、それらの事業につきましては、国において今検討中ということもございしますが、令和6年度の補正予算について、ただいま実際に国会のほうで審議されているということで、内容については変更の可能性があります、訪問介護の提供体制の支援としまして、研修体制づくりや経験年数が短いヘルパーなどについて、先輩が同行していくような事業を取り入れたり、経営改善などへの支援といった内容を盛り込むというふうな情報もございしますので、今国のほうで審議しております補正予算、こちらの成立について政府は年内の成立を目指しているような報道がございしますので、国の動向を注視しながら、国のほうで事業が決定されれば、速やかに町のほうとしても対応できるように準備を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 国のほうの動向を待つということですが、どのようなものが国のほうで出てくるのか、ちょっとまだ分かりませんが、結構国は処遇改善加算をやっているからみたいなことを言うのですけれども、実際処遇改善の加算で増収になるのは本当に限られた事業所だけなので、やはり基本報酬のほう、そちらの引上げを

ぜひ目指していただきたいなと思っております。

そもそも2000年に介護保険制度が始まった当初から、それまで国が負担してきた50%から25%へ負担割合を大きく後退させた制度そのものに問題がある上に、そこに高齢者人口の増加とそれを支える若者の減少という問題が重なりました。このままでは介護保険事業が破綻するというのは、多くの方々の共通認識となっているところだと思います。本来国の制度として整備するのですから、国は責任を持って、それまでどおり50%を負担すべきでした。

しかし、国が25%、県と町がそれぞれ12.5%、残りは被保険者からの保険料で賄うという枠組みに縛られ、この間介護職員の処遇改善が阻まれ、利用の抑制、要支援者へのサービスの保険外し、利用料の2割、3割負担の導入など、国の支出を抑えることばかりが推し進められてきました。町長は、介護保険制度のこの24年間を振り返って、解決すべき課題をどう考えておられるのでしょうか、見解をお聞かせください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

私への質問は、介護保険制度24年間振り返って解決すべき課題をどう考えているかということでもあります。2000年に発足しましたので、ちょうど覚えやすい数字です、24年という形で。本来介護という問題、これはもう最近起こった問題ではなくて、以前からあったわけでもあります。そして、かつては介護というものは、子どもや家族が行うものとされてきた。しかし、社会問題として介護を必要とする高齢者が極端に増えてきた。そしてまた、核家族の進行、そして介護による離職、仕事がままならないという、このような社会背景の下の中で、家族の負担を軽減して介護を社会全体で支えるという目的で2000年に創設されたと。理想的な考え方であったというふうに思っております。

介護保険制度の中で、介護保険制度の20年間を振り返って、解決すべき課題をどう考えているのかということですが、大きな問題としては先ほど議員や部長からあったとおり、増え続ける保険料の負担をどうするか、そしてまた人手不足をどうするか、そしてまた事業者の安定経営のための財源確保をどうするか、この3点が大きくクローズアップされるというふうに思います。

介護保険制度は、被保険者がお互いに保険料を負担する相互扶助の精神に基づく社会

保険制度として、これは平成12年、2000年に創設されて以来、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして定着してきたというところであります。一方で、制度の国民への浸透や少子高齢化の進展により、介護需要が拡大したことによる保険料や自治体負担の増加、介護人材不足など、構造的な課題が顕著化しているのも事実でございます。そして、また先ほど議員がおっしゃったように、9割負担、今1割あるいは2割ですか、個人負担という形になる。その中で、国が引下げによって自治体、あるいは県が12.5%という形になっておりますが、やはり国として制度化したものを地方が負担が大きくなるというのは、やっぱりこれは考えなければならないところであり、私もいろんな検討委員会の中でこれは訴えてまいりたいというふうに考えているところであります。

何しろお金の多くかかる話でありますので、できるだけ地方や個人の負担が小さいものでなければ継続ができないというふうな考えでございます。特に人材不足については、深刻な問題であると思います。労働条件がよくないなどの理由から、就職希望者の少なさや、体力的、精神的にきついなどの理由から離職率の高さが要因として挙げられています。そしてまた、施設内において心ならずとも事件が起きてしまう、そういうことも発生する要因にもなっているのではないかなと。やっぱり報酬の低さというのは、サービスの低下にもつながると。

今後におきましては、町としても雇用対策を進め、人材の確保に努めたいと考えています。また、処遇の改善を行っていく必要がありますので、全国町村会を通じて国に要望を重ねてまいりたいと思います。

町としましては、保険者としての中長期的な視点を持ち、介護にならないために、元氣なうちから心と体の健康維持を図るためのフレイル予防の啓発や介護予防運動教室、介護予防意識の向上と知識、技術の普及を目的とした認知症講演会を開催するなど、介護予防への取組を強化してまいります。介護保険制度の安定的な運営に努め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるような、そういう社会実現に向けて地域づくりを進めていきたいと思います。この介護保険制度につきましては、冒頭に申し上げた理想の精神が図られるなら、これは国民にとっても、町にとってもよい取組であるというふうに考えています。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 国の責任で行うべき介護を、相互扶助ということでお互いに支え合うという仕組みにしてしまったことに対して、私はちょっと賛成しかねるのですけれ

ども、そうは言っても国のほうに支援を求めていきたいという、町長の答弁をいただきましたので、国が定める制度では、どう努力しても高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現はちょっと不可能です。町長には、国の負担割合を50%に戻し、国民の保険料負担を軽減し、保険者である自治体の負担増加も食い止めるための運動の先頭に立っていただきたいというふうに考えています。その辺、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

自治体として介護に責任を持って対応すること、併せて国に先ほど言った国庫負担の引上げと介護報酬の再改定を求めるべきということを申し上げまして、1点目の質問を終わります。

続きまして、高齢者の交通手段について質問いたします。1年前の12月議会で、デマンドタクシー八菜まわ〜る号の利便性向上を求めて一般質問しました。30分ごとに予約が可能となるなど、一定の前進があったことを評価いたします。ただ、町内の診療科目が限られる中で、近隣市町村の医療機関に通院している高齢者の交通手段をいかに確保するかは、引き続き課題となっています。せめて本町の境界線に近い医療機関であるとか、あとは町内に診療科目のない医療機関など、一部だけでもいいので、とにかく早急に近隣市町村まで運行していただけないでしょうか。

また、本町では、障害のある人と高齢者を対象に通院、通所のための費用の一部を助成するタクシー券の配布事業を行っております。ただ、高齢者の場合は、住民税非課税という縛りがあり、対象者が非常に限定的となっています。下妻市では、65歳以上で運転免許証を保有していない人全てを対象としています。また、桜川市に至っては、高齢者のみならず、18歳以上で運転免許証を所持していない方全てにタクシー券を交付しています。町内に限られた医療機関しかない本町においても、住民税非課税という縛りは廃止し、もっと対象者を広げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、高齢者の交通手段についてのご質問の中で、デマンド交通についてお答えをいたします。当町の公共交通といたしましては、デマンド交通八菜まわ〜る号が運行してございます。自宅と町内の公共施設や医療機関、商業施設などを乗り合いで

送迎する、いわゆるドア・ツー・ドアの公共交通でございます。現在八菜まわ〜る号につきましては、3台の車両で運行しております。予約センターにおきましてナビゲーションシステムを利用し、できるだけ効率よくお迎えに伺えるよう配車を決定して、各車両に指示を出すことにより、利便性の向上に努めているところでございます。

先ほど議員さんからもおっしゃっていただきましたように、本年、令和6年の4月から今まで1時間間隔であった運行形態を、30分の間隔に改善いたしました。運行便数を増やしたことによりまして、利用者も徐々に増加し、本年10月の1か月間の利用者数は436人で、前年同月比142人の増加となっております。

八菜まわ〜る号の近隣市町への乗り入れにつきましては利用者が増加している状況で、町外医療機関への往復時間などを考慮しますと、町内の運行に支障を来す部分もございますので、交通事業者の方の意見を十分に確認しながら、慎重に進める必要があると考えてございます。現在八千代町公共交通会議の分科会という形で、交通事業者の方たちと協議検討を進めているところでございますが、車両台数の問題や予約の方法など、予算面も含めまして協議検討を重ねているところでございます。

また、広域的な公共交通につきましては、乗り入れ先の自治体の公共交通会議において同意を得ることも必要となつてまいりますので、近隣自治体との情報共有や意見交換など、連携を図りながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの2番、赤塚千夏議員のご質問にお答えをさせていただきます。

福祉タクシーの件につきましてはということでございますが、これは現在デマンド交通のほうについては、今秘書公室長のほうから説明があったとおりで、今まさに町外に出られるかという形の中で検討を進めている最中でございます。できる限り早く答えを出したい。その間、福祉タクシーを利用してもらうわけでございますが、それについて利用券の助成の枠を拡大していきたいと。その上で、デマンド交通が外に出られるまでの手続が済むまでの間、そこで対応したいというふうに思っています。福祉タクシーの利用条件をよくしていきたいと、利用者の方にとってよくしていきたいと、その形で対応していきたいと思います。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございます。

今町長のほうからタクシーの対象者、利用できるように拡大していきたいということなのですが、その利用条件どのぐらいまで拡大してくださるのか、お聞かせいただけますか。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 赤塚千夏議員の質問にお答えをいたします。

福祉タクシーの利用条件をどのくらい緩めていくのかということですが、現在非課税世帯というふうな条件をついているものを、非課税世帯という条件を外して事業運営が可能かどうか、予算とか当然出てきますので、可能かどうかというところを探っていきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 住民税非課税という縛りは、茨城県内全部調べさせていただきましたけれども、八千代町以外はつくば市とつくばみらい市、その3つの自治体だけに住民税非課税という縛りがございました。つくば市とつくばみらい市につきましては、もう公共交通が発展している地域ですので、やはりこの不便な八千代町においてはできる限り早く、この住民税非課税という縛りなくしていただけますように、ぜひ重ねてお願いしたいと思います。

あと、最後にちょっと要望なのですが、介護サービスの支援だけではなくて、生活に困窮していたり、障害者のほうの支援を受けていたり、同一世帯でも複数の支援を必要とするという案件もあると思います。そのようなケースでは、複数の担当課が連携してチームをつくって対応することが大切だと考えます。一人一人の町民の悩みに寄り添ったきめ細やかな支援ができるように、縦割り行政からの脱却を切にお願いいたしまして、大きな1項目めのほうの質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） では、続きまして2項目めのほうの質問に移らせていただきます。

2項目めは、マイナ保険証についてお聞きします。12月2日に健康保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証の一本化が強行されました。政府は、217億円もの血税を投入し、医療機関や薬局への支援金で利用促進を図りましたが、全国のマイナ保険証利用率は9月の時点で13.87%です。本町における直近の利用率についてお示してください。

また、10月に発表された全国保険医団体連合会のアンケート調査では、1万2,700医療機関のうち、7割の医療機関でトラブルがあったと回答しています。資格情報が無効は47.8%、有効期限切れが20.1%、カードリーダーの接続認証エラーは52.9%の医療機関で発生しています。停電やサーバーダウン、毎日のように機器の不具合が起きるという事例も寄せられています。

本町においては、資格認証エラーなどトラブルは報告されているのでしょうか。もし報告があれば、どのぐらいの件数があるのか、お伺いします。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号2番、赤塚千夏議員からの通告による一般質問にお答えします。

私からは、マイナンバー保険証についてお答えします。初めに、マイナンバー保険利用時のトラブル事例はあるのかについて答弁いたします。それでは、国民健康保険及び後期高齢医療保険の直近の利用率からご説明します。八千代町の直近のデータで集計されたものと、今年10月のものとなります。そちらのデータにおいては、国民健康保険が利用率15.1%、後期高齢医療保険が12.8%となっております。

続きまして、八千代町におけるマイナ保険利用時のトラブル事例と件数というふうなお話になりますが、マイナンバー利用時のトラブル事例につきましては、通信回線、システムの不具合などによりマイナ保険証による受付ができない、また医療機関側に正しい被保険者の情報が表示されない、マイナ保険証、マイナンバーカードの有効期限が切れていて資格確認ができないなどのトラブルが全国的に発生していることは承知してございます。ただ、現在移行期間であり、保険証が併用できていることもあるのかなとは思います。

オンライン資格確認のためのサーバーに反映されるまでの時間差によるものと思われる、医療機関から国保の資格や、高齢医療の負担割合などに関する問合せがございまし

た。こちらのほうが、オンライン資格確認のためのサーバー反映されるまでの時間差によるものと思われる、医療機関から国保の資格や高齢医療の負担割合などに関する問合せ、12月2日から9日までに7件ほどございました。また、ほかには国民健康保険、後期高齢者医療保険の担当係へのお問合せや苦情などは受けてございませんでした。報告させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございます。

実際に報告がなくても、有効期限切れだとか、医療機関の中では実際にはかなりの数があるのではないかなと思っています。まだ保険証があるからいいのですけれども、これから保険証のほうの有効期限が切れた後とか、やっぱり受診する側の戸惑いというものもすごくあるのではないかなと思うので、その辺の周知なんかもこれから必要ではないかと思うのですけれども、マイナ保険証の登録者にはこれから確認情報のお知らせという書類が届けられ、それをマイナ保険証とともに持ち歩けば、システムエラーや不測の事態にも対応できるとしていますけれども、今まで健康保険証1枚で済んでいたものを、今度からエラーが出てしまった場合はスマホでマイナポータルを表示するだとか、マイナ保険証と一緒に資格情報のお知らせを提示するとか、あとは被保険者資格申立書など、医療機関では何通りもの対応をしなくてはいけないということで、患者さんへの説明も含めて大きな負担になってしまうのではないかなと思うのです。健康保険証を併用すれば、それだけで解決できると思うのですけれども、すみません。その辺の町長の見解をお聞かせください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 2番、赤塚千夏議員のただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

質問の内容としては、いろんなトラブルによって、前よりかえって複雑で面倒くさいような話になってしまうのではないかなということでございます。先ほど議員のほうから停電、サーバーダウン、資格認証エラー、そういう問題も出ましたが、基本的にきつと多いのはカードの紛失なんていうのが思います。今の例えば印鑑証明書等についてのカードなんかも物すごくなくしてしまう人が多くて、窓口でかなり時間がかかってしま

う。そうしますとともに、今度はこのマイナンバーカードの場合は別の証明書を持って歩かなければならないということで、恐らく議員がおっしゃるような不便さ、あるいは初期においては多くのトラブルが見られるのではないかなというふうに思っています。

ただ、マイナンバーカードの出来上がりの世界を想像しますと、恐らくこの日本という国の社会保障制度、あるいは利便性、デジタルを使った利便性確保なんかについては、これが基本となるという形になると思いますので、今の段階で多くの課題を抱えているのは事実ですが、それを乗り越えて、便利な社会づくりに進んでいかなければならない。そしてまた、国の方針の中で問題があるところは指摘しますが、国と歩調を合わせた中で便利な社会づくりに進んでいきたいと、そのように考えています。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございます。

デジタル化そのものに反対しているわけではないのですが、診療や薬剤の情報は医療機関が診療報酬を請求した次の11日以降にならないと反映されないというタイムラグがあったりとかして、現場の医師からは反映させるのに1か月もかかるのでは、お薬手帳のほう役立つという指摘もあります。改めまして、国へ健康保険証の存続を求めるべきということを訴えたいと思います。

さて、国は当初マイナ保険証を登録していない人に限り、資格確認書を送付するとしていましたが、厚生労働省は9月になってから、新たにマイナ保険証を持っても、75歳以上の人に資格確認書を交付するということを決めました。健保や自治体は、誰に資格確認書を送付するのか、確認する作業に翻弄されているとお聞きしましたが、本町では送付の準備はどの程度進んでいるのでしょうか。

事務の煩雑さから、全ての人に資格確認書を送付する判断をした自治体もあると伺っております。本町でも、全ての人に送付したらよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 2番、赤塚千夏議員からの一般質問にお答えします。

マイナ保険証の登録者にも資格確認書を交付できないかというような内容かと思いますが、個々の被保険者の方につきましては、国民健康保険法で被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに、資格確認書を交付することとされております。

す。被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるかを一切考慮することなく、一律に資格確認書を交付することは認められておりません。ただし、後期高齢者医療保険では新たに75歳になられた方、保険証を紛失した方などに、来年の7月31日までに暫定措置としてマイナ保険証登録をしてあっても資格確認書を発行することとなっておりますので、そちらの手續に関しては順次準備していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 今75歳以上の人とか、必要な方には交付するということだったのですけれども、これは申請は必要ということですか。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 後期高齢者の方々に関しては申請はなく、全員にやり取りすることとなっております。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） では、障害者とか、そういう場合は申請が必要ということによろしいですか。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） おっしゃるとおり必要になります。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） では、そのマイナ保険証を登録していない方には、自動的に資格確認書が郵送してくるわけなのですけれども、そうすると今までの保険証と全く同じように、医療機関の窓口に出すだけで医療を受けることができるということですが、マイナ保険証を登録されている場合は発行されませんので、先ほど述べたようにいろんなトラブルなどで、別の方法で資格確認をしなければならないというのが面倒だという場合は、やはり資格確認書を発行してもらいたいという場合は登録解除するしかないのかなと思うのですけれども、10月28日からマイナ保険証の登録が解除できるようになりました。どのように手續するのか、また登録解除の申請をしたらすぐに資格確認書が交付されるのか、手續にどのぐらいの期間を要するのかというのを教えてください。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号2番、赤塚千夏議員からの質問にお答えします。

マイナ保険証の登録解除の手続方法と手続に要する時間ということになると思いますが、まずマイナンバー保険証利用登録の解除を希望する場合は、加入する医療保険者に解除申請書を行っていただきます。また、解除申請をしていただけるのは、原則解除したい本人のみとなっております。例えば八千代町の国民健康保険に加入している方、また後期高齢者医療保険の被保険者の方は、役場の国保年金課で手続いただけます。また、解除後は、解除申請時に有効期限内に国民健康保険または後期高齢者医療保険の保険証をお持ちの場合は、その保険証で受診いただくことになります。保険証の有効期限が切れる前に資格確認書を送付いたします。また、申請時に有効な保険証をお持ちでない場合は、解除申請時に資格確認書を交付します。郵送でも解除申請は可能です。

続いて、手続に要する時間についてでございますが、医療保険者が中間サーバーに登録解除の依頼を行った翌月の月末に処理が実施されるため、2か月程度の時間を要します。

以上が手続の概要となります。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） そうしますと、2か月ほどかかるということで、その間保険証があればそれでいいと思うのですけれども、保険証がないときは申請したときにも既にもらえるということですね。分かりました。

手続は本人のみということなのですが、代理ではできないということですか。登録は代理が可能なのですから、解除は本人ではないと駄目という、ちょっとそこ不公平ではないかなと思うので、ちょっとその辺も検討していただきたいなと思います。

あと、マイナ保険証を解除できること、資格確認書で問題なく医療を受けられることなどを知らない方もすごく今まだ大勢いらっしゃると思います。多くの自治体でマイナ保険証の登録解除が可能になったことを住民にお知らせしておりますけれども、本町ではお知らせしていないのではないかなと。ホームページとか探しても見当たらなかったのですけれども、何でお知らせしないのでしょうか。本町でも周知すべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 2番、赤塚千夏議員の質問にお答えします。

大変周知のほうが多分に行き届いていないことはおわびを申し上げます。ただ、ホームページの中には掲載してありますので、その辺はお含みおき願います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 私、早いうちに調べていたので、その後に載ったのかもしれませんが。失礼いたしました。ただ、ホームページは若い人はいいのですけれども、お年寄りにはやはりなかなか見ないと思いますので、広報紙などで周知なんかもお願いしたいと思っています。

先ほども言いましたように、デジタル化そのものに反対しているわけではないのですけれども、ただ本当に利用者のためになっているかということを考えたときに、現役世代、若い人だったらもう手軽に使えて便利でいいと思うことでも、高齢者や障害者にとっては使い勝手がいいというふうには限りません。弱い立場の方々の目線に立った制度設計がされないまま今回見切り発車してしまったというのが、このマイナ保険証の問題だと思っています。資格確認書、できるだけ送付を早めにする、マイナ保険証の解除についての広報をしっかりといただくことを求めまして、今回私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（上野政男君） 以上で2番、赤塚千夏議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、4番、吉田安夫議員の質問を許します。

4番、吉田安夫議員。

（4番 吉田安夫君登壇）

4番（吉田安夫君） 議席番号4番、吉田安夫です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

私の質問は、コロナウイルスワクチンの問題と、町内の外国人の実態についてであります。ワクチンにつきましては、しつこいと言われるかもしれませんが、前回の9月議会の際、私は9月13日厚労省の公表しているワクチンの認定死亡者が818人と申し上げました。10日ほど前の12月2日の厚労省の発表では915人と発表されております。僅か3

か月足らずで97人も亡くなるというのは、これは異常としか言いようがありません。交通事故はどのくらい亡くなっているか知りませんが、

そこで、コロナ発生前の各種のワクチンの43年間の被害者が158人なのです。これは本当に2か月半から3か月足らずで97人も認定されて亡くなっているというのは、本当に異常としか言いようがないのです。今年10月1日から定期予防接種になりました。大体先進国でこのコロナウイルスワクチンなんかやっているのは、日本以外、昨年でやめているのです、ほかの先進国では。それが日本だけ、アメリカで開発されて、ベトナムで治験をやって、日本人でそれを試すというような、まさに世界のビッグファーマーの片棒を担いでいるとしか思えないのです、日本のやっていることは。

コロナの今年10月1日に認可されたmRNAの自己増殖型ワクチンというのは、Meiji Seika ファルマという会社が販売しているのですが、このMeiji Seika ファルマの営業マンであった人が、2021年、2回目の接種後の3日後に急性心不全で亡くなっているのです。彼の名前は影山晃大さんといいます。彼の父親が、もう私のような悲しい思いをしてもらいたくないということをやったので、会社の営業マンたちは今年の10月から売らなければならない、自己増殖型のメッセンジャーRNAワクチン、遺伝子ワクチンです。これを、私たちは売りたいということで首を覚悟で本を出したのです。本を出版しました。それは、やっぱり私たちに、自分たちは誇りを持って仕事をやってきたのに、日本で一番ワクチンを販売している明治製菓の子会社なのです。だから、自分たちは誇りを持って仕事してきたのにこのような状況になっているということで本を出したわけです。当然首を覚悟です。その中に、仲間なのか、お父さんの気持ちと、それから自分たちの仕事への誇りをやっぱり私たち国民に訴えたいということで、私も本、まだ途中までしか読んでおりませんが、そのようなことが書いてありました。

この97人の中には、2か月半の間に97人の中には、1歳の男の子もいるのです。親の気持ちを考えたら、もう本当に計り知れないですね、悲しみというのは。それから、青森県の三沢市の市議会で、予算特別委員会で死亡者認定の死亡一時金が4,551万円と、それと葬儀代ということが明らかに、市議会でそういうことが報告されたということも聞いております。

そこで、質問いたします。定期予防接種要領にある接種希望者への意思確認、これをやれと言われていると思うのですが、意思確認は町がやるのか、それとも接種する医療

機関がやるのか、その辺を伺います。

それから、10月から実施された予防接種、予防接種になったわけです。予防接種の人数は10月からですから、今までに何人がいるか、伺います。

次に、医療機関からは、町にどのような報告があるのでしょうかということです。ワクチン名、会社名、ロット番号などの報告はあるのかどうか、伺います。このロット番号によって、亡くなっている地域が特定しているのです。北海道の札幌市とか、静岡県 の浜松市だったかな。とにかくこのロット番号というのが怖いのです。使われたワクチンのロット番号。ですから、そういうものが町に報告されているのかどうか、伺います。

それから、今までの3年半ぐらいの新型コロナウイルス予防接種が始まってから、八千代町の被害認定された人は何人ですかと。それらの人の症状はどんなものですかと。

それから、町ではそういう障害になってしまったとかという人にはどのように対処するのでしょ うかということ、以上を伺いたいと思います。

それから、もう一点は、八千代町の外国人の世帯の実態です。最初に申し上げておきますが、私は外国人への偏見や差別からこの質問をするのではないということを先に申し上げておきます。我が国の教育、文化、伝統などの分野でも、また農林事業などの多くの産業分野でも、多大な貢献をしていただいている外国人はたくさんおります。大勢おります。中には、刀鍛冶や盆栽や、それから宮大工とか、本来日本人が残していかなければならないような伝統文化を一生懸命やっている外国人なんかもおるわけです。だから、そういう人には感謝の気持ちしかないわけです。テレビなどを見ている、料理なんかに関しては、もうおすしから海鮮料理から地方の名物料理まで、そういうものを研究している外国人の方がテレビでやっていましたけれども、頭が下がる次第です。

そのような中で、外国人に生活保護が年間に1,200億円支払われているということが国会の審議であったので、私はこの金額の多さにびっくりしました。1,200億円ですから、1か月100億円です。これなぜ外国人に生活保護を出しているかというのは、昭和29年の通達で、生活困窮者には当面生活保護を支給するという、そういう本来は外国人に生活保護を出すのは憲法違反だよと、法律違反だよということなのですが、既に70年も経過しているのだから即刻やめるべきだというようなことが国会で審議されていたわけです。だから、日本に来る労働者は、働けなくなったら日本では生活保護がもらえると。そのように送り込む人たちに言われているというのです。これはとんでもない話で、働けなくなって、それから不法移民になってしまっ て、住所不定になってしまっ て、それで犯

罪を犯してしまった。毎日出てくる新聞の内容はみんな同じなのです。こういうことが書いてあるのです。ですから、国民の税金を違法に使われることは非常に問題です。このような観点から、2つお伺いいたします。

八千代町の人口と世帯に占める外国人の人数と世帯数の割合を伺います。

もう一点は、昨年の、令和5年度の一般会計歳入町税における外国人への課税額と収納額について伺います。国民健康保険税の外国人への課税額と収納額について伺います。

また、国民健康保険税の全体の収納額に占める割合を伺います。

以上です。ご答弁をお願いいたします。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号4番、吉田安夫議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、定期予防接種実施要領の対象者の意思確認について、それから現在までの予防接種者数について、新型コロナワクチン関係の質問についての答弁になります。新型コロナワクチンは、令和6年度より予防接種法の定期予防接種B類疾病となり、対象者は65歳以上の高齢者と、60歳から64歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限されるなどの人が対象となっております。

ご質問の1点目の対象者の意思確認についてでございますが、新型コロナワクチンはインフルエンザワクチンと同様に、茨城県内の広域予防接種協力医療機関で接種可能となっており、接種の意思確認は予診時に市が行うこととなっております。接種を希望する方は、予診票に設けられております接種希望書の欄に医師の説明を受けて署名をするというような形となっております。こちらの予防接種につきましては、ワクチン接種によって得られる効果と副反応などのリスク、これらを比較いたしまして、ご本人に接種についてのご判断をいただくべきものであるというふうに考えております。

次に、ご質問の2点目、今年の10月1日から現在までの予防接種者数についてでございますが、10月、11月に接種を受けた方の12月10日時点、こちらの集計でございますが、815人となっております。対象者は6,655人おりましたので、接種率といたしましては12.25%というような状況でございます。

次に、3点目のご質問の、医療機関からは町にどのような報告がなされるのかという点につきましてお答えをいたします。医療機関からは、毎月10日締切りで、前月分の接

種費用の公費負担請求とともに、接種者の予診票が保健センターのほうに送付されています。その予診票には、実施場所、担当医師名、接種年月日のほか、製薬会社名、ワクチン名、ロット番号などが記載されております。健康増進課では、その予診票の情報に基づきまして、お一人お一人のワクチン台帳、現在は電算化されておりますけれども、そのワクチン台帳に接種記録、必要事項を入力する事務処理を行っているところでございます。

次に、4点目の新型コロナウイルス予防接種が始まってから現在までに、予防接種の健康被害救済制度の認定者数は何人かというご質問ですけれども、令和6年12月1日現在で八千代町では認定者は2名となっております。症状としましては、お一人の方は接種した後に腕のしびれがあったということと、もう一人の方は関節の痛みが出たというようなことでございますけれども、お二人とも日常生活や仕事についての特段の支障はなく、問題なく仕事も日常生活も続けられている状態というふうに伺っております。また、いずれも対応としましては、国のほうで支給決定をいたしました医療費、医療手当を町を通して支払うというふうな対応をしております。

ワクチン接種に関しましては、引き続き問合せに対しましてしっかりとお話をお伺いし、併せて丁寧にご説明するように努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号4番、吉田安夫議員の通告による一般質問にお答えします。

私からは、当町における外国人の人数と世帯の実態についてお答えします。まず初めに、八千代町の人口と世帯に占める外国人の割合について、令和6年12月1日現在の数字をもってお答えします。住民登録されている外国人を含めた町内の人口は2万1,062人でした。そのうち外国人の人口は2,020人となります。割合といたしましては、全人口の9.6%の方が外国人ということになります。

また、世帯数でございますが、外国人の世帯を含めた町全体の世帯数は8,433世帯でした。そのうち外国人の世帯数は1,745世帯です。割合といたしましては、全世帯の20.7%が外国人の世帯でございます。

次に、令和5年度の一般会計の歳入で、町税における外国人の課税額と納税額について

てお答えします。まず、令和５年度現年度の町税における外国人の課税額は、合計で2,027万700円でした。また、同納税額は合計で1,255万5,993円でした。ですので、外国の方の収納率は61.94%になります。

国民健康保険特別会計における外国人の保険税の課税額は6,600万5,100円でした。納税額が5,619万8,600円でした。結果、外国人のみの収納率は85.14%になります。

続きまして、国民健康保険税全体の収納額に占める外国人の割合についてですが、国民健康保険税全体の収納額は6億5,341万9,665円でした。対しまして、外国人の収納額は5,619万8,600円でした。結果、その割合は8.60%になり、保険税、納税額全体の1割弱が、外国人が納税した金額となります。

今後も、八千代町に住む外国人の方は増加していくことを予想されます。また、そうした状況を背景に、町としても多文化共生を進めております。日本の税制を理解していただけるよう、丁寧な納税相談を基本に置き、収納率の向上につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） どうもありがとうございました。

以上で終わります。

議長（上野政男君） ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時35分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前11時36分）

議長（上野政男君） 次に、14番、大久保敏夫議員の質問を許します。

14番、大久保敏夫議員。

（14番 大久保敏夫君登壇）

14番（大久保敏夫君） 大分時間がたっている中で議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私における質問につきましては、農地の関係、八千代町の今の農地の面積関係、ある

いはまた農業者の人口と、そういう中で今の数字の中で、どういうふうに八千代町の農業が成り立っているのか、あるいはまた八千代町の町民の暮らしが成り立っているのか、その辺を含めて数字をいただいた中でやっていきたいと思っています。

現実の中で、今八千代町の全戸数は8,433戸だと言われています。人口は2万1,062人だと、こういう流れになるわけですが、そのうちの中で日本人の世帯の数字は6,688世帯だと、外国人の方の世帯が1,745世帯だと、こういうふうになっております。そうすると、人口的な内訳をいきますと、日本人は、この八千代町に生まれて、純粋に日本人としてお暮らしをいただいているのは1万9,042人だと、こういうことになります。外国人の方が、先ほど言った農業と関係あるのかどうか分かりませんが、公式に八千代町の町民名簿に載っているのは2,020人、2,020人の外国の方がいると、こういう関係になっております。

そういう中にありまして、今回の八千代町の農業における中で農作物等、あるいはまた面積等も含めた中で2,020人の外国人の人数と、あるいはまた国籍を含めた中である程度分かる範囲で、2,020人の多分不法ではないと思うのですが、2,020人が住民登録なされているということは、実習生、あるいはまた研修生等の中で人口構成がなされていると思いますので、その辺のところの現状を細かくお聞かせいただければありがたいと、こう思っています。

また、今の八千代町の現状の中において、肥土と野方、言わば沖積土、洪積土、あるいはまた東中学、八千代中学と、こういう中で八千代の人口構成、また議員さんの構成も含めてある程度分かれています。議員さんは、肥土地帯というか、洪積地帯というか、肥土地帯においては4人、野方地帯においては10人、役場職員の関係を調べてみますと、肥土のほうの方々が71人、野方の方々が85人と、こういう形成で今の八千代町の行政体は動いていると、こういうふうに思っているわけですが、これを踏まえた中で町長、あるいはまたそれに関係する方のご意見等をいただいて、また質問したいと思います。

以上です。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず最初なのですが、耕地面積の状況についてお答えしたいと思います。耕地面積ですが、全国的に耕作面積は高度成長期以降、都市化の進展とともに減少傾向ということになってございます。国の耕地面積の調査によりますと、全国の耕地面積は昭和初期の1980年には550万ヘクタールの面積がありましたが、40年後の2020年には430万ヘクタールと、毎年減少し続けているというようなことになっております。茨城県ですが、2005年が17万7,245ヘクタール、2020年が16万3,609ヘクタールで、15年間で1万3,636ヘクタール、7.7%減少しているということでございます。八千代町ですが、2005年が3,650ヘクタール、2020年が3,530ヘクタールで、15年間で120ヘクタール、3.3%減少しているということでございます。茨城県よりは、減少の割合は少ないというような状況ではございません。

次に、ではその土地がどのような利用がされているかということですが、2020年の土地利用の構成でございます。まず、全国ですが、全国では森林が一番多い割合を占めておりまして66.2%、農地が11.6%、宅地が5.2%、その他が18%になります。茨城県、こちらでも森林が一番多い割合を占めておりまして31.0%、農地が26.8%、宅地が12.5%、その他が40.7%となっております。

それでは、八千代町ですが、八千代町では農地が一番多い割合を占めております。62.6%と、八千代町では農地が半分以上を占めております。宅地が13.2%、森林が5%、そのほかが19.2%となっております。そのほかというのは、道路とか河川とか水路などでございます。

次に、農業人口でございますが、全国的に人口減少が進んでいるという中、それに比例して農業者の減少も進んでおります。農林業センサスによりますと、全国の基幹的農業従事者数は、昭和後期、1980年には213万人おりましたが、40年経過しました2020年には136万人、耕地面積と同様に毎年減少し続けているという状況でございます。茨城県でございますが、2005年が10万7,223人、2020年が5万7,496人で、15年間で4万9,727人、46.3%減少しております。茨城県では減少しております。八千代町におきましては、2005年が2,362人、2020年が1,569人で、15年間で793人、33.5%の減少となっております。減少しておりますが、茨城県全体よりは減少の割合は少ないというような状況でございます。

続いて、基幹的農業従事者の平均年齢でございますが、2020年の数値で茨城県では67.5歳、八千代町においては62.2歳となっております。基幹的農業従事者の65歳以上の

割合につきましては、2020年の数値で茨城県では69.8%、八千代町では53.9%となっております。また、八千代町では、地域農業の中核的な担い手である認定農業者がいらっしゃいますが、こちらの数がここ10年間は260前後で推移しているということを見ますと、県全体の中では将来的に担い手がある程度確保できているというようなものと認識しているところでございます。

続いて、外国人の実習生についてでございますが、実習生制度は議員おっしゃるように、外国から日本の優れた技術と知識を、技能実習を通じて学んでもらうというようなものであり、現在では労働力としても貴重なものとなっているというようなところでございます。八千代町における実習生の数字というものは、住民登録から把握しているところでございますが、その中で農業というふうに区別することはできていないというような状況でございますが、その数字についてちょっとご説明させていただきます。

令和5年度になるのですが、まず全国の話で、農業分野における外国人の労働者数は全国で……

（「八千代だけでいい」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） 八千代だけでいいですか。令和6年12月1日現在の数字でございますが、議員おっしゃられたように、外国人の登録者が2,020人ということですが、その内訳ですけれども、技能実習生で738人でございます。外国人登録者の全体の36.5%が実習生というようなことでございます。

その内訳でございますが、1号実習生が171人、2号実習生が513人、3号実習生が54人というようなことで、1号実習生というのは1年の実習生、2号実習生というのが3年までの実習生、3号実習生というのがそれ以降5年までいらっしゃる実習生というような数字でございます。

以上、答弁とさせていただきます。肥土、野方の面積ですか、人数ですか、それはちょっと手元の資料を整理しまして、後ほどお答えさせていただくということで、一度ここでご答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 答弁ありがとうございました。

町における人口比率、あるいはまたトータルの部分でいきますと、面積の部分、もうちょっと細かく分からないのですか。八千代町の農作物の関連を含めた中で。

（「畑……整理して、後ほどお答えさせていただければと思います」）

と呼ぶ者あり)

14番(大久保敏夫君) 後ほどというのはどういう意味なのだ。

(「検討資料を用意して、すぐに立たせてもらいます」と呼ぶ者あり)

14番(大久保敏夫君) この時間帯の中でできるという話をしている。そういう解釈でいいのか。

(「そういう解釈で」と呼ぶ者あり)

14番(大久保敏夫君) それが一番大事なことのだけれども。

私が言いたいことは、基本的に八千代町の研修生、実習生、その実態と、そうすると実質的に登録されている数字、相当な開きがあるわけです。世帯数としては1,745世帯が八千代には存在しているというふうになっている。また、人数的には先ほど言った数字で2,020人と、こういう数字なのですが、現実問題としてこの数字というのは、八千代町農業に対しての部分からいきますと、先ほど話出ましたように、耕作面積等々を関連しているわけです。日本人という表現もおかしいけれども、昔から八千代町に住をなしている人たちの中で、もう手が足りないので、研修生、実習生を頼んできたことによって起きるわけですが、この数字を最終的に戸数と人口と、それから日本人、外国人の数字論からいくと、若干八千代町の公的機関、役場が捉えている数字と実際の数字というものはギャップはないのでしょうか。

現実問題、これが八千代町にいる数字というものが、全て外国人労働者として、農協を通じてなのか、ある一部のところを通じてなのか分かりませんが、3年なり5年の実習研修の立場の中でこの数字というものがなされているのか。いや、そうではなくて、若干数字的に何人までは言えなくても、ある程度幽霊な、数字論としてはあるのだけれども、町の職种的には登録されていない人口というか、人がいるという可能性があるのかないのか。ちょっとどなたの立場でもいいですから、お答えいただけますか。

議長(上野政男君) 野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) 14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えさせていただきます。

先ほどの数字の中でまず1点、ちょっと先に面積については、肥土と野方という振り分けは今集計していますが、田畑の振り分けはございまして、令和5年でいいますと耕地面積が3,510ヘクタールあります。八千代町の耕地面積は、これ農業センサスからです

が、3,510ヘクタール。

（「全体でね」と呼ぶ者あり）

町長（野村 勇君） 全体です。八千代の全部です。田んぼが1,740ヘクタール、そして畑1,770ヘクタール、ほぼ五分五分と、そういう数字になっております。

それと、外国人の幽霊という言葉が使われましたが、私のところには警察からは、下妻警察署からは登録していない方いますと、相当数いますと、そういう情報入っています。

以上でございます。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、耕地面積の肥土、野方ではないのですが、旧村単位になります、の3,510ヘクタールにおける今手元にある数字がその割合になってくるのですけれども、全体が3,510ヘクタールという数字でございますが、西豊田で全体の中で12%、安静で30.3%、中結城で21.4%、下結城で20.8%、川西で15.4%、これが耕地面積全体でございます。

続いて、田んぼでございますが、1,740ヘクタールですが、その割合としまして西豊田で16.8%、安静で9.5%、中結城で33.4%、下結城で15.9%、川西で24.4%でございます。

続いて、畑1,770ヘクタールでございますが、こちらの割合としまして西豊田で9.5%、安静で41.1%、中結城で15.2%、下結城で23.4%、川西で10.8%、こちらが耕地面積の旧村単位の割合となっております。

続いてですが、では農家の人数的なものの割合でございますが、こちらも農業センサスの数字になるのですけれども、2020年のものでございまして、こちらも基幹的農業従事者数の割合になってくるのですが、西豊田で13.38%、安静で35.25%、中結城で18.87%、下結城で20.4%、川西で12.11%というような農業者の旧村単位の割合となっております。

それと、認定農業者ということで、中核的な担い手の方になるのですが、その方の割合としましては西豊田が47.2%、安静が36%、中結城が41.5%、下結城が42.3%、川西が66.7%というような耕地の面積、それから農業者の方の旧村単位の割合となっております。よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。認定農業者の割合ですが、ちょっと見る数字の欄を間違っ

いまして、認定農業者の割合としましては、西豊田が19.4%、安静が23.0%、中結城が17%、下結城が25%、川西が38.9%という認定農業者の割合となっております。すみません。見ていた欄が全体の割合の部分と、年齢の区分の割合の欄の見方が間違っていて、申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） ご答弁ありがとうございます。

私のほうで今数字論を述べさせていただきましたけれども、基本的に私のほうで町長、八千代の農業というものに対する考え方、言わば沖積土、洪積土、肥土、野方、そういう流れの中でまた一つの流れというものがつくられて、またお互いに持っている農業に対する姿勢と、あるいはまた人間関係からいきましても肥土、野方とは若干生まれたときから、そういうふうな今言われているような作物体系の中で、安定した米の中で生きてきた先人の流れがいまだに残って、あるいはまた野方と言われるところには生産物等も含めた中で競争率というか、競い合わなければ生きていけない職種の中で、大分今の時代においては職種等、若い人たちのあれが変わったので、いきますと、そこにまた先ほどの数字で出ていますように、繰り返しになりますけれども、日本人が今6,688戸いて、外国人が1,745戸いると、戸数ですよ、戸数でいるということで。現実に関八千代町に公的な数字をしょっている方は、日本人としては1万9,042人だと、外国人が2,020人が八千代町の町民課に登録されていると、こういうふうなのが実態のようです。

しかしながら、八千代の今の特に野方地帯においては、この研修生、実習生制度がこのまま継続する、その立場というのが重くなればなるほど、八千代町の農業の後継者というのは今後の八千代町の、今における八千代町に対する税金等も落としている部分を全うできないというふうな形があると思いますので、ある部分には厳しく、ある部分には農業者に対しても外国人実習生、研修生等に対する町からのある部分での援助等もしながら現状維持をして、八千代の税体制も含めた中でこれだけの広大な敷地を持った八千代町、あるいはまた2万1,000人を超える人口で、外国人の人数が2,000人を、手伝ってもらいながらも2万人をキープしているわけですから、そういう中で今後とも行政の面でお力をいただければありがたいと、こう思っています。

時間40分いただきましたけれども、お昼の鐘も鳴っていますので、また機会ありましたら質問できることもあろうかと思しますので、今日はこれで閉じたいと思います。

若干最後に町長から感想を述べていただきます。質問ではありません。感想でございます。

す。よろしく。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 14番、大久保敏夫議員の質問にお答えをさせていただきます。

長い政治をしている中での八千代町の基幹産業である農地の基本に関するデータを皆さんで共有できたということになります。私の感想ということではありますが、先ほど大久保俊夫議員が言われたように、昔は米農家、いわゆる稲作場が力があった。しかし、昭和の50年代、40年代後半からにかけて、八千代町の畑作農家の皆さんが霞ヶ浦用水の農業用水を導入し、そして畑地に土地改良をやり、努力の末に今大変な所得を上げる農家に成長した。ただ一方で、肥土地帯の農業が米の低価格とともに衰退という言葉を使っては大変申し訳ありませんが、所得が落ちてしまった。

今日の会議に合わせて、肥土と野方の皆さんの平均所得の違いというものを話そうとしたのですが、集計が間に合いませんでした。これは大変申し訳ありませんでしたが、恐らく相当な差が今出て、今度はやっぱり八千代は一つとして農業の町として考えれば、地力を上げるために稲作場の力をつけていかなければならないというのが私の考えであります。畑作のほうは、人の力によって外国人労働者のほうの力によって大きな成長を遂げたと。稲作というのは、ある程度農業機械によって賄われている部分があります。しかし、稲作場においても、それだけをやっていたのではこれから生きていけないのではないかということを考えています。新しい農業を稲作場にも導入していく。そして、そのために野方の人たちが昭和40年から50年代に努力したようなことを、稲作場のほうでも進んでいかないと、これは底上げにならない。農業として食べていけないというのが私の感想であります。

先頃のニュースを見ますと、稲作農家においては10町歩以下の経営面積、日本で6割だそうです。その方たちが食っていけないということになると、今米で大変な大騒ぎをしています。米の需給がままならないということになりますので、小規模といいますか、中核、10町歩以下の稲作農家について支援、そういったものを進めていかなければならないのかなというふうに思っています。

そして農業も、やっぱり農業の町というからには、近代的な農業がなくてはならないと思います。旧態依然の中での農業経営となると、産地間競争の中で負けてしまうのではないかなというのが私の感想であります。八千代町農業、今銘柄指定産地を受けてお

りますが、梨とか白菜とか受けております。いずれも70年、100年の歴史がある、大変な伝統ある農業の町であります。その町において、近代機器を取り入れ、そして農家が食べていける、もうかる、そういうことを目指した農業を展開していきたいというふうに思っています。そのためには、農業後継者を確保しなければなりませんし、あるいは労働力が足らなければ国の方針で進められていますが、外国人労働者という、そういう方法も使いながら、この八千代町の農業を守っていかなければならない。

運送法が変わり、あるいはアジアの人口が増える中で、食料品の確保というのは大変な日本にとっての課題となっているわけでありましたが、それを八千代町が担うと、そういう気持ちで頑張りたいと思います。

以上です。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） ありがとうございます。町長に丁寧にご答弁いただきました。

私も議員席に座していると、周りの答弁者の顔を見ますと90%、私が町長のときに入れた職員なので、非常にやりづらいです。ありがとうございました。

議長（上野政男君） 以上で14番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 閉会中の継続調査の件

議長（上野政男君） 日程第2、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（上野政男君） 以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。去る12月5日より本日までの8日間にわたり、議員各位には終始熱心な審議をいただき、ここに閉会の運びとなりました。皆様

方のご協力に対し深く感謝を申し上げます。

寒気いよいよ厳しく、年の瀬も押し迫ってまいりました。時節柄、皆様方のご健康と迎えます新しい年のご多幸を心からご祈念申し上げまして、令和6年第4回定例会を閉会といたします。

(午後 零時 11 分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 上 野 政 男

署 名 議 員 大 久 保 敏 夫

署 名 議 員 赤 荻 妙 子